

特定給食施設開始届

年 月 日届出

(宛先)

京都市保健所長

施設の名称

施設の所在地 〒 —

TEL —

設置者（法人の場合、その名称及び代表者の氏名）

設置者の住所 〒 —

法人の場合、主たる事務所の所在地
施設の所在地と同じ場合省略可

TEL —

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第1項の規定により、給食を開始したので届け出ます。

給食開始(予定)日	年 月 日			
給食施設の種類	<input type="checkbox"/> 学校	<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	
	<input type="checkbox"/> 介護医療院	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設	
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 寄宿舍	
	<input type="checkbox"/> 矯正施設	<input type="checkbox"/> 自衛隊	<input type="checkbox"/> その他 ()	
施設の定員 (病院の場合は、許可病床数)	人 (床)	運営方法	<input type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 委託
委託先	名称 所在地 〒 —	代表者氏名 TEL —		
委託内容	<input type="checkbox"/> 献立作成 <input type="checkbox"/> 材料購入 <input type="checkbox"/> 材料検収 <input type="checkbox"/> 調理 <input type="checkbox"/> 配膳 <input type="checkbox"/> 保存食の採取 <input type="checkbox"/> 下膳 <input type="checkbox"/> 食器の洗浄・消毒 <input type="checkbox"/> その他 () 年 月から			
給食規模 (1日当たりの平均給食数)	朝	昼	夕	計
	食	食	食	食
給食従事者数 常勤は () に 再掲	職 種	施 設 側	委 託 先	計
	管理栄養士	人 () 人	人 () 人	人 () 人
	栄 養 士	人 () 人	人 () 人	人 () 人
	調理師	人 () 人	人 () 人	人 () 人

※京都市記入欄	特定給食施設 届出NO.		収受印
	管理栄養士 必置指定NO.		
	年 月 日 () 区役所・支所保健福祉センター 受付		

(記入要領)

京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱第3条第1項に規定する特定給食施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に、保健所長に届け出なければならない。

- 1 「特定給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
- 2 特定の者とは、施設の主たる目的のために集まる者の8割以上が喫食し、喫食者がほぼ同一人物であると推定されること。
継続的とは、週3日以上食事を供給しているものであり、一定時期を定めて行う場合は、特定給食施設とみなさない。
- 3 給食施設の種類（(1)～(12)に規定する施設で給食施設を設置しているもの。）
 - (1) 学校：学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校、学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場「学校給食センター」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうちの幼稚園
 - (2) 病院：医療法第1条の5第1項に規定する病院
 - (3) 介護老人保健施設：介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (4) 介護医療院：介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
 - (5) 老人福祉施設：老人福祉法第5条の3に規定する施設（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター）
 - (6) 児童福祉施設：児童福祉法第7条に規定する施設及び社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関する施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園を除く）
 - (7) 社会福祉施設：生活保護法第38条、身体障害者福祉法第5条第1項及び売春防止法第36条に規定する施設並びに社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関する施設（児童福祉に関するものを除く。）
 - (8) 事業所：労働基準法別表第1に規定する事業所又は事務所
 - (9) 寄宿舎：学生又は労働者を寄宿させる施設
 - (10) 矯正施設：刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院法第4条に規定する少年院及び少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
 - (11) 自衛隊
 - (12) その他：前記(1)から(10)まで以外で特定給食施設に該当する施設
- 4 施設の定員数：病院については許可病床数、介護老人保健施設等は入所定員数を記入する。
- 5 運営方法：該当する項目にレ印をする。
- 6 委託内容：運営方法が「委託」（一部委託を含む。）の場合に該当する項目にレ印をする。
- 7 給食規模：1日当たりの予定平均給食数を記入する。朝・昼・夕食以外の食事はその他に記入し、合計には含めない。
- 8 給食従事者数：職種ごとに施設側、委託側職員と分けて人数を記入し、常勤の職員をカッコに再掲する。なお、直営の場合は、委託側の記入は不要とする。
 - (1) 管理栄養士は併せて栄養士の資格を有しているので管理栄養士にのみ計上する。また、資格を有して実際に栄養指導に従事している者について計上する。
 - (2) 調理師は資格を有する者であること。
 - (3) 委託会社の管理栄養士又は栄養士が随時派遣されている場合、その施設に勤務しているという実態があれば計上する。ただし、同一人の管理栄養士等が複数の施設を兼務している場合は、もっとも勤務時間が長い施設1か所（勤務時間が同じときは報酬の多い施設）について計上する。この場合、他の兼務施設はいないものとして扱うこと。